

** ** 様

大阪府監査委員	高橋明男
同	中務裕之
同	鈴木一水
同	川村和久
同	白木恵士

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 5 月 11 日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府立****学校におけるいじめ重大事態の調査のために設置された大阪府立学校いじめ防止対策等審議会調査部会（以下「本件部会」という。）に係る委員報酬その他一切の費用の支出

2 前記 1 の事項が違法又は不当である理由

教育長は、本件におけるいじめ重大事態の調査を名目に本件部会を設置し、委員報酬等の公金を支出したが、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「いじめ対策法」という。）が定める「被害児童等に対する適切な情報提供義務」を放棄し、その上で本件部会を運営するという被害者の正当な権利を根本から侵害するという違法な運用を行っており、加えて、本件部会の開催履歴や議事録の扱いに関しても矛盾と隠蔽が発覚していることから、いじめ対策法が定める被害者救済の目的を放棄し、結果を隠蔽するために運営される違法な会議体に公金を支出することは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 2 条第 14 項が定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」原則に反する違法かつ不当な財務会計行為であり、具体的には次のとおり違法又は不当がある。

いじめ対策法及び文部科学省ガイドラインは、被害児童等に対して「適切な情報提供を行うこと」を義務付けているが、教育庁は調査報告書等の書面について「黒塗りなしでの提供は約束できない」と明言し被害者の知る権利を不当に制限

するとともに、調査報告書の交付を拒み府庁外の非公式な場所での説明の実施に固執し、公式な公文書として被害者に結果を渡す意思がないことを露呈した。

調査報告書を適正に交付しないことはいじめ対策法が保障する「首長への再調査の要望」を行うための法的根拠を奪い取る行為であること、被害者の権利を不当にはく奪することを前提とした本件部会の調査はいじめ対策法の趣旨を逸脱し、存在そのものが違法である。

本件部会について当初議事録等の記録は作成していないとして不存在による非公開決定を出しておきながら、後に「議事録らしきもの」が出現したことは単なる事務ミスではなく、行政にとって都合の悪い事実を隠蔽するための組織的な公文書管理条例違反であり、ひいては虚偽有印公文書作成等の疑いが強く推認される。

「黒塗りなしでの提供は約束できない」等の被害者の権利を著しく制限する重要な対方針の決定について、起案決裁文書が存在しないのは、実務担当者の独断か教育長のトップダウンによる非公式な指示のいずれかであるが、本件部会の調査は教育長の権限と責任において行われている以上、いじめ対策法の趣旨を捻じ曲げた違法な運営の全責任は教育長に帰着する。

3 求める措置の内容

教育長に対し、本件部会に支出された委員報酬その他一切の費用の大阪府への返還を求める。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 法第242条第1項の要件について

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

2 判断

いじめ対策法第28条第2項は、学校の設置者又はその設置する学校が、同条第1項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする旨を規定するところ、文部科学省が作成したガイドラインでは、「調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。」「ただし、

調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」と記載されている。かかる記載に照らせば、本件部会における調査に関する情報提供に係る対応が、請求人が主張するようなものであったとしても、いじめ対策法の趣旨に反すると認められないことは明らかである。

なお、請求人から提出された事実を証する書面によって、令和7年6月26日付けで、大阪府教育委員会が、「2025年3月1日に設置されたとされる「第三者委員会」に関する文書」に係る会議議事録について、「存在しているか否かを明らかにすることで、大阪府情報公開条例第9条第1号に規定する非公開事項を公開することとなるため」との理由で公開請求拒否決定を行ったこと、令和7年10月14日の本件部会の第2回議事概要が存在することが認められるとしても、そのことをもって本件部会に係る支出が、違法又は不当であると主張することはできない。

以上のとおり、本件部会の運営が法令の趣旨に反するものと認められず、本件部会に係る委員報酬その他の支出が違法又は不当と認められないことは明らかであり、これらの違法又は不当事由のほかには違法又は不当の理由については、何ら摘示されていない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから、却下する。